

広域援農 ボランティア 募集!

東京の農業を応援して下さる
援農ボランティアを募集します。

募集期間：平成31年3月31日(日)まで

※事業の実施状況により、募集期間内においても募集を中止することがあります。

主な活動場所

調布・東久留米・立川・練馬・江戸川・
八王子・狛江・青梅など

応募条件

以下の①～⑥の全ての条件を満たす方

- ① 農家の指導に従って農作業のお手伝いができること。 ※経験の有無は問いません。
- ② 無償で援農活動に参加できること。 ※交通費、作業被服、飲み物、弁当等、全て自己負担です。
- ③ 電子メールで財団・農家と連絡がとれること。
- ④ 高校生以上であること。
- ⑤ ボランティア活動に理解があり、受入農家・他のボランティアに迷惑をかけない等、基本的マナーが守れること。
- ⑥ 裏面「広域援農ボランティア登録における確認事項」の内容について承諾できる方。

まずは、事前に
広域援農ボランティア
として登録

広域援農ボランティア登録から派遣までの流れ♪

1 電子メールで下記の内容を記載の上、
supporter@tdfaff.com まで送信してください。

件名 広域援農ボランティア登録希望

- ①氏名(ふりがな) ②性別 ③生年月日
- ④郵便番号・住所 ⑤自宅電話番号 ⑥携帯電話番号
- ⑦財団・農家との連絡に使用するメールアドレス
- ⑧自由記入：ボランティア活動できる曜日、農作業や
援農ボランティア経験の有無などを記入

*携帯メールを使用される場合は、財団からのメール
(supporter@tdfaff.com)を受信できるように、
受信設定を確認してください。

2 財団より「援農ボランティア依頼メール」が
配信されます。

3 日時、場所、作業内容を確認の上、ボランティアで
お手伝いができる場合は、財団からのメールに
「ボランティア参加希望」と返信!

4 財団で人数等調整の上、参加決定(もしくは参加見送り)
のメールをお送りします。
財団は、参加決定者の氏名、性別、年代、お住まいの区市
町村名、電話番号、メールアドレスを農家に通知します。

5 当日、現地で農家の指導に基づき、
農作業のお手伝いに参加します。

注意事項

登録メール送信の前に、必ず裏面の「広域援農ボランティア登録における確認事項」をご確認ください。
当財団では登録メール受信時、裏面の確認事項についてご承諾いただいたものとして登録を受付いたします。

お問合せは



公益財団法人 **東京都農林水産振興財団**

Tokyo Development Foundation for Agriculture, Forestry and Fisheries

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 E-mail supporter@tdfaff.com

TEL.042-528-1357

広域援農ボランティア担当

QRコードを
読み込むと
メール送信画面が
立ち上がります。



I 事業の概要

【1. 事業の概要】

農業者の高齢化や後継者の不足等による農地の遊休化・低利用化の防止を図るため、東京都より委託を受けた公益財団法人東京都農林水産振興財団(以下、「財団」という。)が東京都内の農業者に対して区市町村の枠を越えた広域の農作業ボランティア(以下、「広域援農ボランティア」もしくは「ボランティア」という。)を派遣します。

II 登録に係る事項

【2. 広域援農ボランティア登録条件】

広域援農ボランティアとして登録できるのは、次の(1)～(6)の全ての条件を満たす方です。

- (1) 農家の指導に従って農作業のお手伝いができること(経験不問)。
- (2) 無償で援農活動に参加できること。
(交通費、作業被服、飲み物、弁当等、全て自己負担)
- (3) 電子メールで財団・農家と連絡がとれること。
- (4) 高校生以上であること(満15歳に達した日以後最初の4月1日が経過した方)。
※年齢上限はありませんが、屋外で農作業ができる体力は必要です。
- (5) ボランティア活動に理解があり、受入農家・他のボランティアに迷惑をかけない等、基本的マナーが守れること。
- (6) 本紙「広域援農ボランティア登録における確認事項」の内容について承諾できる方。

【3. 広域援農ボランティアが派遣先で行う作業】

畑・ビニールハウス等における農作業(栽培管理など)や、農作物の出荷調整のお手伝いに参加します。受入農家がボランティアに作業内容を指導し、ボランティアは農家と一緒に農作業を行います。
ボランティアが安全に作業できるよう農家が指示をしますが、ボランティア各自の経験・能力により困難と思われる作業は、無理をしないようにしてください。また、農家の指示にない作業は行わないでください。

【4. 派遣場所】

広域援農ボランティアが派遣される場所は、受入農家が経営する都内圏場です(財団が実施する研修等、特別な場合は除きます)。

【5. 登録・派遣にかかる費用】

広域援農ボランティアへの登録は無料です。
ただし、参加にかかる交通費、作業服、作業靴、帽子、飲み物、弁当等は自己負担です。

【6. 登録方法】

広域援農ボランティアとして登録を希望する場合は、下記の事項をsupporter@tdfaff.comあてにメールで送信します。

- (1) 件名:広域援農ボランティア登録希望
- (2) 氏名(ふりがな)
- (3) 性別
- (4) 生年月日
- (5) 郵便番号・住所
- (6) 自宅電話番号
- (7) 携帯電話番号
- (8) 財団・農家との連絡に使用するメールアドレス
- (9) その他自由記入
(ボランティア活動できる曜日、農作業や援農ボランティア経験の有無、財団に事前に伝えておきたいことなど)

※注1 (1) (2) (3) (4) (5) (8) (9)は申出必須、(6) (7)のいずれかは申出必須、(9)は申出任意です。

※注2 登録するメールアドレスは携帯電話のメールアドレスをお勧めします(天候による雨天中止など緊急連絡に使用するため)。

※注3 財団にて登録希望メールを受信後、1週間以内に財団より登録受付のメールを返信します。1週間を過ぎても登録受付メールが届かない場合は、財団担当までお問合せください。

※注4 登録に係る申出事項に不備・不足がある場合は、登録を受付できません。

【7. 連絡調整】

財団・受入農家との連絡調整には主に電子メールを使用します(緊急時は電話も使用します)。財団・農家からの返信を要するメール、電話の着信に対しては返信をお願いいたします(「了解」など簡単な返信で構いません)。

III 援農への参加(派遣)に係る事項

【8. 援農参加者募集メールの配信】

財団は、農家からの依頼に基づき、登録された広域援農ボランティアに対し、援農参加者募集メールを配信します。なお、特定の農家に限定して援農参加者募集メールを受信することはできません。

【9. 援農への参加申込み】

援農参加者募集メールに対して、参加を希望する場合は、参加場所、参加日時を明記の上、財団あて返信してください(詳細は募集メールに記載します)。

【10. 参加の確定・通知】

援農参加申込みがあったボランティアに対して、財団は「参加確定メール」を送り、農家の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他参加に必要な事項を通知します(人数の調整で参加見送りとなる場合はその旨を通知します)。

※注1 初めての農家への参加時には地図等のご案内を郵送します。

※注2 参加確定の後、財団は農家に、参加確定ボランティアの参加日時・氏名・住所地・性別・年代・電話番号・メールアドレスを通知します。

【11. 農家からの中止連絡】

参加確定後、天候などやむを得ない事情によりボランティアの受入を中止とする場合は、原則、農家から下記の連絡期限までに、直接ボランティアあて連絡します。

〈中止の連絡期限〉 午前始まりの場合→前日の19:00まで
午後始まりの場合→当日の10:00まで

【12. ボランティアからのキャンセル】

参加確定後に、参加をキャンセルする場合は、参加確定メールでご案内する方法によりキャンセルしてください(直接農家にご連絡いただく場合と、財団あてにご連絡いただく場合の2種類がありますのでご注意ください)。
なお、参加確定メールが届く前のキャンセルは、財団あてにご連絡ください。

IV その他の事項

【13. ボランティア保険】

広域援農ボランティアは、財団の保険料負担でボランティア保険に加入しております。広域援農ボランティアの活動中(往路、復路を含む)に怪我をした場合には、すみやかに病院で診察・治療を受けてください(診察料等の費用はボランティア本人が支払い、領収書を保管した上で事故についてすみやかに財団へご連絡ください。健康保険証を使って構いません)。

ボランティアに賠償責任が発生するような事故(対人・対物)が起きた場合も、財団にご連絡ください。保険会社によりボランティア保険の支払対象と認定された場合は、所定の保険金が支払われます。

なお、財団の連絡調整によらない援農ボランティア活動は、財団の加入している保険の支払対象とはなりません。

【14. 写真の撮影・記事の利用】

広域援農ボランティアPRのため、財団のHP、パンフレット等に広域援農ボランティアの活動状況を掲載することがあります。活動状況の写真撮影、財団HP・パンフレット等への写真・記事掲載にご協力ください。

なお、顔の正面写真など、個人の特定につながる写真の掲載にあたっては、当事者に事前に許可をとるものとします。

ただし、委託者(東京都)への報告、財団内での記録用など、外部に公表しないものは例外とし、許可なく使用いたします。

【15. 研修・イベント等】

援農参加者の募集のほか、広域援農ボランティア向けの研修・講座、その他財団の実施するイベント等のご案内をすることがあります。

【16. 広域援農ボランティア登録の取消】

財団は、広域援農ボランティアが次項のいずれかに該当する場合は登録を取消します。

- (1) 登録取消の申し出があったとき。
- (2) 財団からの電子メールが不達となったとき、財団・農家からの電話・メール等問合せに対して返信がなく連絡調整ができなくなったとき。
- (3) 登録条件を満たしていないことが判明したとき。
- (4) 農家の指示に従わない、または農家の指示にない作業を行ったとき。
- (5) 農家および他の参加者にとって迷惑行為を行い、著しいマナー違反と財団が判断したとき。
- (6) 財団が登録の取消を必要・妥当と判断したとき。

【17. 広域援農ボランティア登録の取消・内容変更】

登録の取り消しを希望するとき、登録内容に変更があったときは、速やかに財団に電子メールにより申し出てください。

【18. 個人情報目的外利用の禁止・個人情報の取り扱いについて】

広域援農ボランティアの活動上知り得た個人情報は広域援農ボランティアの活動に係る連絡調整以外には使用しないでください。

また、個人情報の取り扱いに注意し、活動中や活動を辞めた後に関わらず、第三者に漏らすことのないようにしてください。

【19. 事業の変更・中止について】

広域援農ボランティア派遣(およびその派遣方法)は、事業実施状況または東京都からの委託契約の内容によって、変更・中止となる場合があります。

【20. 財団における個人情報の取扱いについて】

本事業において財団が取得した個人情報は、当該事業の事務連絡や運営管理、各種事業案内やアンケート調査依頼に使用します。

第三者への提供は原則として行いませんが、事業報告等で行政機関に提供する場合があります。

また、個人情報は当財団の「個人情報保護要綱」に基づき管理しています。

【21. 問合せ先】

ご不明な点につきましては、下記担当までお問合せください。

公益財団法人東京都農林水産振興財団
農業振興課 広域援農ボランティア担当
〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1
TEL: 042-528-1357 FAX: 042-522-5398
Eメール: supporter@tdfaff.com